

公益財団法人わかやま産業振興財団
国内個別出展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という）は、県内の中小企業者等が取り扱う商品・技術・役務（以下「商品等」という。）に係る販路開拓に関する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第22項に規定する中小企業者又は同条第29項第1号、第3号及び第5号に規定する創業者をいう。

2 この要綱において、「中小企業者グループ」とは、前項に規定する中小企業者及び創業者3者以上から構成される集団をいう。

(補助対象事業及び補助事業実施期間)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、中小企業者等又は中小企業者グループが、自社で開発した商品等の販路開拓のため、国内の専門展示会へ出展する事業とする。

2 補助事業実施期間は、第7条に基づく交付決定を行った日から、当該年度の末日までとする。ただし、やむを得ず交付決定前に出展申込を行う必要がある場合等は、第6条3項に定める補助金交付決定前着手届（別記第4号様式）を交付申請時に提出しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業における補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち財団理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。なお、補助対象事業に要する経費が、国、県その他の機関の補助金で既に交付を受けている又は今後受ける予定がある場合は、当該経費は補助の対象とはならない。

(補助率等)

第5条 補助率は補助対象経費総額の2分の1以内とし、補助限度額は10万円以上50万円以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

- (3) 事業内容の詳細がわかる書類の写し
 - (4) 経費の積算根拠となる書類の写し
 - (5) 直近2か年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
 - (6) 直近2か年分の法人税又は所得税申告書の写し
 - (7) 和歌山県税の納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの。中小企業者グループで申請する場合は全構成者のもの）
 - (8) 補助金交付決定前着手届（別記第4号様式・該当者のみ）
 - (9) その他参考資料（会社概要、製品案内ほか）
- 2 補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助金の交付を申請している事業について、申請者が事業の効率的な実施を図るため又は緊急その他やむを得ない事情により当該補助金の交付決定前に当該事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。その場合、第7条第2項に基づき、交付決定の通知がなされたものについては、理事長の承認を受けたものとする。
- （補助金の交付決定等）
- 第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、選定の可否及び補助金額について、別に定める審査会に諮るものとする。
- 2 理事長は、前項の審査会の審査に基づき、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助申請者に交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。
- 3 理事長は、交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 理事長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 理事長は、交付決定に当たっては、補助金の額の千円未満を切り捨てるものとする。
- 6 理事長は、交付決定に際しては、交付規則第7条の規定に基づき次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する次のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（補助事業に要する経費の 20%未満の減少となる内容の変更を除く。）する場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更（各経費区分の相互間におけるいずれか低い額の 20%未満の配分の変更を除く。）する場合
 - ウ 補助事業を中止又は廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交付規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。（補助金の交付の除外要件）

第 8 条 理事長は、補助申請者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付決定を行わないことができる。

（申請の取下げ）

- 第 9 条 補助事業者は、第 7 条第 2 項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から 20 日以内は、申請の取下げをすることができる。
- 2 補助事業者は、第 7 条第 2 項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業着手前に補助事業を実施しないことを決定した場合には、速やかに申請の取下げをしなければならない。
 - 3 前 2 項の申請の取下げは、交付申請取下げ書（別記第 6 号様式）を理事長に提出することにより行い、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の内容又は経費の配分等の変更）

- 第 10 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分等の変更をしようとするときは、速やかに変更承認申請書（別記第 7 号様式）に変更事業計画書及び変更収支予算書を添付して理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項の承認には必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。
 - 3 第 1 項ただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 補助事業に要する経費の 20%未満の減少となる内容の変更をする場合

(2) 第6条に定める収支予算書の支出内訳の表に掲げる経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20%未満の経費の配分の変更をする場合

4 理事長は第1項の申請に対し、承認事項を承認すべきと認めるときは、その旨を内容変更承認決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業の中止承認申請書（別記第9号様式）又は廃止承認申請書（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めるときは、その旨を中止（廃止）決定通知書（別記第11号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（別記第12号様式）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（別記第13号様式）を理事長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

2 理事長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（補助事業遂行の義務）

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業を行わなければならない、また補助金を他の用途へ使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業を行うに当たり、暴力団関係者等と契約を締結してはならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から20日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第14号様式）に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記第15号様式）

(2) 収支決算書（別記第16号様式）

(3) 事業成果の詳細がわかる書類の写し

(4) 経費の支出根拠となる書類の写し

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 前項の規定は、第12条及び第13条の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、前2項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 理事長は、補助事業の完了に係る第15条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第17号様式)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付すべき補助金の額の確定に当たっては、確定額の千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第18条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第18号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書を受領したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 理事長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が、第8条に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明したとき。

(5) 補助事業者が、第14条第2項の規定に違反したとき。

(6) 補助事業者が、第16条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の命令に従わないとき。

(7) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に交付決定取消通知書（別記第19号様式）により通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第20条 理事長は、前条の規定により取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 理事長は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが交付規則第20条第2項の規定に該当する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により前項の期限を延長し、又は返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。

5 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定報告書（別記第20号様式）により遅滞なく理事長に報告しなければならない。

6 理事長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

7 前項の規定については、第4項の規定を準用する。

（加算金及び延滞利息）

第21条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定により、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を財団に納付しなければならない。

（補助金の経理）

第22条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（成果の公表）

第23条 理事長は、補助金の交付を受けて実施した補助事業の内容について、企業名・

住所・補助金額・成果等をホームページ等により公表することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

区 分	経 費	説 明
会場整備費	小間料	展示会等への出展に係る小間料（オンライン展示会等においては、出展に係る登録料、参加料等）
	会場装飾料	展示会等への出展に係る会場装飾等に要する経費
	借料及び損料	展示会等で必要となる備品等の借上に要する経費
そ の 他	配布資料等の作成費	展示会等で使用するパンフレット等の作成に要する経費（オンライン展示会等においては、出展に係るコンテンツ作成費等）
	保険料	展示品等の輸送に係る保険加入に要する経費
	その他経費	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費

備考

- 1 上記以外の経費（企業の役職員の旅費等）は、補助対象外とする
- 2 小間料（オンライン展示会等においては、出展に係る登録料、参加料等）が無料のものは、補助対象外とする。

別記第1号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

申請者住所
申請者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1) 法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、国内個別出展支援事業を実施したいので、補助金 円
の交付について、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第4条の規定に
より、下記必要関係書類を添えて申請します。

なお、本件申請に当たり同規則第6条第1項に規定する補助金の交付の除外要件に
該当することが明らかな場合、同規則同条第2項に規定する補助金の交付の除外要件
に該当することが判明した場合又は同規則第11条第2項の規定に違反した場合には、
各条項の規定により補助金の交付の決定が行われず、若しくは同決定の全部又は一部
を取り消されても何等異議の申し立てを行いません。

記

関係書類

- 1 事業計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第3号様式）
- 3 事業内容の詳細がわかる書類の写し
- 4 経費の積算根拠となる書類の写し
- 5 直近2か年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- 6 直近2か年分の法人税又は所得税申告書の写し
- 7 和歌山県税の納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの。中小企業者グループで申請する場合は全構成者のもの）
- 8 その他参考資料（会社概要、製品案内ほか）

担当者

部署：
職氏名：
TEL：
E-Mail：

別記第4号様式（第6条関係）

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

申請者住所
申請者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年 月 日付け 第 号で国内個別出展支援事業費補助金の交付を申請した事業について、下記に掲げる条件を了承の上、当該補助金の交付決定前に着手したいので、国内個別出展支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由により実施した事業に損失を生じた場合において、当該損失は、国内個別出展支援事業費補助金の補助対象事業とはせず、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金の不交付の決定又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額に満たない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業は、補助金の交付申請時の事業計画により実施するものとし、補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に計画変更は行わないこと。

事前着手理由

事前着手予定年月日 令和 年 月 日

別記第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

（補助事業者） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理 事 長

印

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった国内個別出展支援事業費補助金については、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 この補助金の交付の対象となる事業内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業に要する次のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（補助事業に要する経費の20%未満の減少となる内容の変更を除く。）する場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更（各経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20%未満の配分の変更を除く。）する場合
 - ウ 補助事業を中止又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則及び国内個別出展支援事業費補助金交付要綱の定めに従わなければならない。

別記第6号様式（第9条項関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

申請者住所
申請者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、令和 年度国内個別出展支援事業費補助金の交付申請について、下記理由により取下げたいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第9条第1項(又は第2項)及び同条第3項の規定により取下げ書を提出します。

ついては、この届出により標記補助金の交付決定がなかったものとみなされることについて、何等異存ありません。

記

1 取下げ理由

(判り易く記載すること。(記載方法は任意))

別記第7号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る
補助事業の(内容、経費総額又は配分)の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業について、下記理由により(内容、経費総額又は配分)を変更したいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第14条第1項の規定により下記必要関係書類を添えて承認申請します。

記

1 変更の理由

(事情変更の状況等わかりやすく記載すること。)

2 変更の内容

(別紙その1、その2にて、計画の変更の内容のほか、影響する経費配分等との関連も明らかにすること。)

別記第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理 事 長 印

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業の
（内容、経費総額又は配分）変更承認決定通知書

年 月 日付け 第 号で（内容、経費総額又は配分）変更承認申請の
あった、国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり承認しま
したので、国内個別出展支援事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知しま
す。

記

1 承認内容

2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額

(1) 補助事業に要する経費

ア 変更前 円
イ 変更後 円

(2) 補助金交付決定額

ア 変更前 円
イ 変更後 円

別記第9号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業の中止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業について、下記理由により中止したいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第15条第1項の規定により承認申請します。

なお、この申請が認められた場合、上記補助金交付決定が取消しとなることについては何等異存ありません。

記

1 中止の理由

(中止に至った事情変更の状況等わかりやすく記載すること。)

2 中止を決定した日

年 月 日

別記第10号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業の廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業について、下記理由により廃止したいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第15条第1項の規定により承認申請します。

記

1 廃止の理由

(廃止に至った事情変更の状況等わかりやすく記載すること。)

2 廃止を決定した日

年 月 日

別記第11号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助事業の中止（廃止）承認申請のあった度国内
個別出展支援事業費補助金については、申請のとおり承認しましたので通知します。

別記第12号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業の遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業について、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる（補助事業の遂行が困難になった）ので、国内個別出展支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 遅延等の内容及び原因
- 2 遅延等に対する措置
- 3 補助事業の進捗状況及びこれに要した経費
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

別記第13号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業の遂行状況について国内個別出展支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

遂行状況

(判り易く記載すること（記載方法は任意）。)

別記第14号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る標記補助事業については、事業を完了したので公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第16条第1項の規定により下記のとおりその実績を報告します。

なお、本件事業実績報告については、事業者名、事業者住所、補助金等金額、補助事業等実績・成果等が貴財団ホームページ等を通じて情報公開されることについて何等異議ありません。

記

関係書類

- 1 事業実績書（別記第15号様式）
- 2 収支決算書（別記第16号様式）
- 3 事業成果の詳細がわかる書類の写し
- 4 経費の支出根拠となる書類の写し

別記第17号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理 事 長 印

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった、国内個別出展支援事業費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第17条第1項の規定により通知します。

記

確 定 額 金 円

別記第18号様式（第18条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた、令和 年度国内個別出展支援事業費補助金について、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第19条第1項の規定により下記のとおり交付を請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

(1)金融機関名・(本)支店名

(2)口座種類・記号番号

(3)口座名義(登録名義・フリガナ)

別記第19号様式（第19条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理 事 長 印

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定の行った国内個別出展支援事業費補助金については、下記のとおり取消しを決定したので、国内個別出展支援事業費補助金交付要綱第19条第2項の規定により通知します。

記

取 消 額 金 円

別記第20号様式（第20条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

事業者住所
事業者氏名(*1) 印
(中小企業者グループで申請する場合はその代表企業)
(*1)法人等の場合は法人等名、代表者の職名及び氏名)

令和 年度国内個別出展支援事業費補助金に係る補助事業の
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた、令和 年度国内個別
出展支援事業費補助金に係る補助事業の消費税及び地方消費税額が確定したので、公益
財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第24条第1項の規定により下記のと
おり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金等の額(当該補助金等の確定通知書による額) | 円 |
| 2 補助金等確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金等返還相当額(3 - 2) | 円 |

- (注) 1 別紙として積算内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に助成金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。